

(別紙第4)

令和8年度

本庁及び名古屋簡易裁判所における
令状等に関する事務の取扱方法

(1月1日以降)

【改訂版】

名古屋地方裁判所

(別紙第4)

第1 各種令状請求事件

1 勤務時間内（裁判所の休日を除く平日の午前8時45分から午後5時15分まで）における各種令状請求事件

(1) 勤務時間内における各種令状請求事件のうち、次のアからエまでに定める事件等については、第2の1記載の事件を担当する名古屋地方裁判所の裁判官が取り扱う。

ア 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第71条の令状の発付を求める申立事件

イ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第3条の傍受令状の発付を求める申立事件及び付随の処分

ウ 次の（ア）から（エ）までに定める規定により裁判官が行うこととされている保全処分及びこれらの処分に付随する処分の請求事件

（ア） 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5章及び第6章の規定

（イ） 組織的犯罪処罰法第4章及び第6章の規定

（ウ） 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第2章の規定

（エ） 不正競争防止法第8章の規定

エ 児童福祉法第33条第3項の一時保護状の請求事件のうち、春日井簡易裁判所及び津島簡易裁判所に勤務している裁判官が差し支えのときに、春日井簡易裁判所及び津島簡易裁判所管轄に所在する児童相談所から請求されたもの

(2) 勤務時間内における各種令状請求事件（勾留請求事件及び(1)記載の事件を除く。）は、名古屋簡易裁判所の裁判官が取り扱う。同裁判所の裁判官が差し支えのときは、(1)記載の事件を担当する裁判

官が取り扱う。

2 勤務時間外における各種令状請求事件

(1) 勤務時間外における令状当番の種類を次のとおりとする。

ア 夜間令状当番

平日及び休日（裁判所の休日をいう。）の夜間の在庁による令状事務担当者をいい、午後５時１５分から翌日の午前８時４５分までの時間帯に受け付けた令状請求事件を処理する。

イ 休日令状当番

休日の昼間の在庁による令状事務担当者をいい、午前８時４５分から午後５時１５分までの時間帯に受け付けた令状請求事件を処理する。

(2) 勤務時間外における令状当番は、夜間令状当番については、名古屋地裁本庁、一宮支部、半田支部、名古屋簡裁、春日井簡裁、瀬戸簡裁、津島簡裁、一宮簡裁、犬山簡裁及び半田簡裁に勤務している裁判官のうちから、休日令状当番については、名古屋地裁本庁刑事部、名古屋簡裁、春日井簡裁、瀬戸簡裁、津島簡裁、一宮簡裁、犬山簡裁及び半田簡裁に勤務している裁判官のうちから、所長が割り当てる裁判官が取り扱う。ただし、休日の前日（以下「休前日」という。）及び休日の夜間令状当番については、名古屋地裁本庁、一宮支部及び半田支部に勤務している裁判官のうちから所長が割り当てることとする。

なお、この割当てに当たっては、夜間令状当番と休日令状当番の総担当回数が、これらを担当する各裁判官において、おおむね等しくなるようにする。

3 勤務時間外における１の（１）記載の各種令状請求事件

(1) 勤務時間外における１の（１）記載の各種令状請求事件のうち、アからウまでに定める事件等については、当番裁判官が地方裁判

所の裁判官であるときは、その裁判官が取り扱い、当番裁判官が簡易裁判所の裁判官であるときは、刑事部に所属する裁判官の協議により定める準抗告当番部の裁判官が扱う。

- (2) 勤務時間外における 1 の (1) 記載の各種令状請求事件のうち、名古屋簡易裁判所、春日井簡易裁判所、津島簡易裁判所、一宮簡易裁判所及び半田簡易裁判所管轄に所在する児童相談所等から請求された児童福祉法第 33 条 3 項の一時保護状の請求事件については、次のとおり取り扱う。

ア 平日（休前日を除く。）の夜間（午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 45 分まで）に受け付けた場合

翌日の勤務時間内において第 2 の 1 記載の事件を担当する地方裁判所の裁判官が処理する。

イ 休前日及び休日の夜間（午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 45 分まで）に受け付けた場合

夜間令状当番である地方裁判所の裁判官が処理する。

ウ 休日の昼間（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）に受け付けた場合

受け付けた日の夜間令状当番である地方裁判所の裁判官が処理する。

第 2 勾留に関する処分事件等

- 1 勤務時間内における「部の構成、裁判官等の配置及び代理順序並びに裁判事務の分配」第 3 の 1 の (2) のオの (カ) に定める事件のうち、名古屋地方裁判所の被疑者についての勾留に関する処分事件並びに第 1 回公判期日前の被告人についての勾留に関する処分事件のうち求令状事件及びそれに付随した接見等禁止請求事件は、坂本好司裁判官、大村陽一裁判官、入江恭子裁判官、吉田智宏裁判官、蛭原意裁判官、久禮博一裁判官、小川

貴紀裁判官、平手健太郎裁判官、村瀬恵裁判官、岩田澄江裁判官、西脇真由子裁判官、須田健嗣裁判官及び藤根桃世裁判官並びに令和3年1月、令和4年5月、令和5年1月、令和6年1月及び令和7年4月に任官した判事補のうちから、所長が割り当てる裁判官が取り扱う。ただし、これらの裁判官に差し支えがあるときは、刑事部に所属する裁判官の協議により定める裁判官又は所長が指名する民事部並びに一宮、半田、岡崎及び豊橋の各支部に所属する裁判官が取り扱う。

- 2 勤務時間内における「部の構成、裁判官等の配置及び代理順序並びに裁判事務の分配」第3の1の(2)のオの(カ)に定める事件のうち、名古屋簡易裁判所の被疑者についての勾留に関する処分事件並びに第1回公判期日前の被告人についての勾留に関する処分事件のうち求令状事件及びそれに付随した接見等禁止請求事件は、坂本好司裁判官、大村陽一裁判官、入江恭子裁判官、吉田智宏裁判官、蛭原意裁判官、久禮博一裁判官、小川貴紀裁判官、平手健太郎裁判官、村瀬恵裁判官、岩田澄江裁判官、西脇真由子裁判官、須田健嗣裁判官、藤根桃世裁判官、梶本宜孝裁判官、永野圧彦裁判官及び廣田昭彦裁判官並びに令和3年1月及び令和4年5月に任官した判事補のうちから、所長が割り当てる裁判官が取り扱う。ただし、これらの裁判官に差し支えがあるときは、刑事部に所属する裁判官の協議により定める裁判官又は名古屋簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官が指名する同裁判所の裁判官が取り扱う。
- 3 1及び2の事件の処理のために、月曜日及び火曜日に各2名、水曜日ないし金曜日に各3名の裁判官を割り当てる。
- 4 1及び2の事件の処理に当たって金曜日における勾留請求事件数又は勾留期間延長請求事件数が30件を超えるときは、所長が指名する裁判官にてん補させることができる。このほか1及び2の事件の処理のために必要があるときは、所長が指名する裁判官がこれにてん補することを妨げない。

- 5 3及び4の割当ての方法並びに事件の分配等の詳細については、刑事部に所属する裁判官の協議により定める。
- 6 勤務時間外における名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所の勾留に関する処分事件等は、第1の2の(2)において、休日令状当番として割り当てられた裁判官が取り扱う。
- 7 勤務時間外における勾留に関する処分事件等で、当番裁判官において処理する権限を有しないときは、名古屋地方裁判所の事件については刑事部に所属する裁判官の協議により定める準抗告当番部の裁判官が、名古屋簡易裁判所の事件については所長が指名する裁判官が取り扱う。
- 8 6の場合に、勾留請求事件数が11件(ただし、通訳を要する事件は1件を2件とみなす。)を超えるときは、所長が指名する裁判官がてん補する。

第3 被疑者の国選弁護人選任請求事件

- 1 勤務時間内における名古屋地方裁判所の被疑者の国選弁護人選任請求(職権選任、複数選任及び解任を含む。以下同じ。)事件は、第2の1の裁判官が取り扱う。
- 2 勤務時間内における名古屋簡易裁判所の被疑者の国選弁護人選任請求(職権選任、複数選任及び解任を含む。以下同じ。)事件は、第2の2記載の裁判官が取り扱う。
- 3 勤務時間外における被疑者の国選弁護人選任請求事件は、第1の2の(2)の所長が割り当てる裁判官が取り扱う。

当番裁判官において処理する権限を有しないときは、名古屋地方裁判所の事件については刑事部に所属する裁判官の協議により定める準抗告当番部の裁判官が、名古屋簡易裁判所の事件については所長が指名する裁判官が取り扱う。

- 4 勤務時間外において一宮支部及び半田支部並びに一宮及び半田の簡易裁

判所の事件について処理する場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 一宮支部及び半田支部の事件の場合

当番裁判官が地方裁判所の事件を取り扱うことのできる裁判官のときは、当番裁判官が処理する。

当番裁判官が地方裁判所の事件を取り扱うことのできない裁判官のときは、刑事部に所属する裁判官の協議により定める準抗告当番部の裁判官が処理する。

(2) 一宮及び半田の簡易裁判所の事件の場合

当番裁判官が簡易裁判所の事件を取り扱うことのできる裁判官のときは、当番裁判官が処理する。

当番裁判官が簡易裁判所の事件を取り扱うことのできない裁判官のときは、所長が指名する裁判官が処理する。

5 3にかかわらず、年末及び年始の休日において一宮、半田、岡崎及び豊橋の支部並びに一宮、半田、岡崎及び豊橋の簡易裁判所の事件について処理する場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 一宮、半田、岡崎及び豊橋の支部の事件の場合

当番裁判官が地方裁判所の事件を取り扱うことのできる裁判官のときは、当番裁判官が処理する。

当番裁判官が地方裁判所の事件を取り扱うことのできない裁判官のときは、所長が指名した裁判官が処理する。

(2) 一宮、半田、岡崎及び豊橋の簡易裁判所の事件の場合

当番裁判官が簡易裁判所の事件を取り扱うことのできる裁判官のときは、当番裁判官が処理する。

当番裁判官が簡易裁判所の事件を取り扱うことのできない裁判官のときは、所長が指名する裁判官が処理する。

第4 通信傍受の原記録保管事務

- 1 勤務時間内における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、刑事第1部総括裁判官が処理する。

刑事第1部総括裁判官が差し支えの場合における代理順序は次のとおりとする。

- 第1順位 刑事第2部総括裁判官
- 第2順位 刑事第3部総括裁判官
- 第3順位 刑事第4部総括裁判官
- 第4順位 刑事第5部総括裁判官
- 第5順位 刑事第6部総括裁判官

- 2 勤務時間外における1の事務は、刑事部に所属する裁判官の協議により定める準抗告当番部の任官の最も早い裁判官が処理する。

第5 事務の割当の特則

- 1 次に掲げる者には、勤務時間外事件を割り当てない。ただし、(4)については申出の上、所長の承認に基づくものとする。
 - (1) 所長、本庁民事、刑事部の所長代行裁判官、本庁民事部総括裁判官、一宮支部長及び名古屋簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官
 - (2) 1箇月以上にわたる出張、研修又は在外研究等により、各令状当番の担当が困難と認められる者
 - (3) 妊娠中の者及び産前産後休暇又は育児休業を取得した者
 - (4) 病気その他やむを得ない事情等により、勤務時間外事件を割り当てることに支障がある者
 - (5) 岡崎支部及び豊橋支部における夜間の令状処理態勢に組み込まれていない者
- 2 次に掲げる者は、勤務時間外事件のうち夜間令状当番を免除し、特段の事情がない限り、休日令状当番に振り替えるものとする。ただし、(2)については、申出によるものとし、(3)及び(4)については申出の上、

所長の承認に基づくものとする。

- (1) 62歳以上の者
- (2) 6歳までの未就学児童を養育する者
- (3) 老人又は病人の介護に支障を来す者
- (4) 病気その他やむを得ない事情等により、夜間令状当番を担当させることに支障がある者

3 2により夜間令状当番を休日令状当番に振り替えた場合においては、割り当てられている休日令状当番と振り替えによる休日令状当番の総担当回数が、夜間令状当番及び休日令状当番の双方を担当する者の総担当回数とおおむね等しくなるよう割り当てるものとする。

第6 第2の勾留に関する処分事件等の特則

「部の構成、裁判官等の配置及び代理順序並びに裁判事務の分配」第3の1の(2)のオの(キ)に定める事件（以下「その他勾留処分事件」という。）については次のとおり取り扱う。

- 1 当分の間、勤務時間内における名古屋地方裁判所のその他勾留処分事件については、検察官からの意見が勤務時間内に到着しなかったときは、夜間令状当番の裁判官又は休日令状当番の裁判官に引き継ぐことができる。
- 2 夜間令状当番の裁判官又は休日令状当番の裁判官は、勤務時間外に請求されたその他勾留処分事件又は1により引き継いだ事件で、勤務時間外に処理できなかったものについて、その他勾留処分事件が分配される部にこれを引き継ぐことができる。
- 3 その他勾留処分事件が分配される部が差し支えのときは、当該被告人に対する公判請求事件を担当する部に属する裁判官が、同部も差し支えのときは、刑事部に所属する裁判官の協議により定める準抗告当番部に属する裁判官が取り扱う。